

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第39号

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の報告は、電磁的方法(電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と漁獲量等の報告者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。)によりするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が多数であることその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第1号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。)に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号の書面によりすることができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合における法第26条第1項及び第30条第1項の報告に係る期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 代理人により法第26条第1項及び第30条第1項の報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第4号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止)

2 沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成31年沖縄県規則第3号)は、廃止する。別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)

陸揚げした日	漁獲量 (kg)	備考

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は、異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 5 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び
個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。
- 4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は、異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

漁獲量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量（kg）

--	--	--	--

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 3 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載する。

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

（委任者）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和24年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、の者を代理人として定め、に定める期間において、に定める報告に係る事務を委任します。

代理人

氏名

住所

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項（を入れる。）

法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、沖縄県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

- 備考 1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1 の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1 の委任事項の欄について、法第6条第1項及び第0条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁業権漁業における資源管理の状況等の報告）